新潟県市町村立入検査等業務交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、県と市町村の連携を一層強化し、産業廃棄物の不適正処理の早期発見、早期対応に資するため、「新潟県市町村職員の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査等の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）」を締結した市町村に対し、予算の範囲内において市町村立入検査等業務交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第７号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付基準）

第２条　この交付金は、別記基準により交付するものとする。

（交付条件）

第３条　この交付金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

（１）事業を廃止する場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（２）事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（交付申請）

第４条　協定書を締結した市町村は、交付金の交付の申請をしようとするときは、毎年度、市町村立入検査等業務交付金交付申請書（別記第１号様式）により、別に定める期日までに正１部を知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第５条　知事は、前条の申請内容が適当であると認めたときは、受理した日から 30 日以内に交付金の交付を決定し、その旨を市町村立入検査等業務交付金交付決定通知書（別記第２号様式）により当該市町村に対し通知するものとする。

（事業計画の変更）

第６条　交付決定後の事業計画の変更は、軽微な変更とし知事への承認は不要とする。

（事業の廃止の承認申請）

第７条　第３条第１号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ新潟県市町村立入検査等業務廃止申請書（別記第３号様式）により正１部を知事に提出しなければならない

（実績報告）

第８条　交付金の交付を申請した市町村は、市町村立入検査等業務実績報告書（別記第４号様式）により業務実施の翌年度の４月 10 日までに、正１部を知事に提出しなければならない。

（交付金の額の確定及び交付）

第９条　知事は、前条に定める実績報告書の内容を審査し、交付金の額を決定し、当該市町村に対し、市町村立入検査等業務交付金交付額確定通知書（別記第５号様式）により通知するものとする。

２　知事は、前項の規定により確定した交付金を４月 30 日までに交付するものとする。

（報告及び調査）

第 10 条　知事は、交付金に関し必要があると認めるときは、当該市町村から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

（関係書類の保存）

第 11 条　交付金の交付を受けた市町村は、関係書類を当該交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して５年間保管しておくものとする。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成 16 年７月 13 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別記交付基準（第２条関係）

１　交付対象業務

交付金の算定対象とする業務は新潟県市町村職員の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査の実施に関する協定書第２条で規定する業務とする。

２　交付金算定額及び限度額

交付金の算定額は、立入検査１回当たり 200 円（燃料費及び通信費相当）とし、立入検査回数を乗じて得た額の合計額とする。

ただし、月 2,000 円を限度とする。